

熊本市公共交通協議会規則

平成25年3月29日
規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市公共交通基本条例（平成25年条例第20号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき、熊本市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 公共交通ネットワークの強化に関すること。
- (2) 公共交通の利用の促進に関すること。
- (3) 公共交通空白地域等への対応に関すること。
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利便性の高い公共交通を実現するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 公共交通事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議における協議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について協議等を行うとき又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

（専門部会）

第8条 協議会は、会長が必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に係る専門的な事項を調査研究するための専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、専門部会の会務を総理するとともに、協議の結果について協議会に報告するものとする。

5 第6条の規定は、専門部会の会議に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、都市建設局都市政策部交通政策課において行う。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（平成25年条例第 号）による改正前の熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条の規定により設置された熊本市公共交通協議会の委員である者（以下「旧熊本市公共交通協議会委員」という。）は、この規則の施行の日に、第3条第2項の規定により、協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の最初の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日における旧熊本市公共交通協議会委員の残任期間と同一の期間とする。

3 この規則は、公布の日から施行する。

4 この規則による改正後の熊本市公共交通協議会規則第4条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成27年10月31日までの間に委嘱される委員の任期は、平成28年3月31日までとする。